

有料職業紹介事業基本契約書

において作成するものであることを確認する。

第8条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、甲が求職者を選考するにあたって必要と認められる限度において、求職者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という）を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、求職者の個人情報については、求職者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

2. 甲及び乙は、求職者の個人情報を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第9条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、求職者と直接連絡を取り、又は、求職者を採用してはならない。

第10条（紹介手数料）

1. 甲は、第1条（1）により乙が紹介した求職者の内定を決定し、求職者が甲の内定承諾により就職した日（契約締結日）をもって紹介手数料の支払いが発生する成功報酬方式とする。求職者が契約締結したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、紹介手数料は発生しないものとする。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証

を行わないものとする。

2. 紹介手数料は、求職者の採用決定時理論年収に対して30%を乗じたもの（消費税別）とする。その際の理論年収とは、月次給与・所定外労働手当の12ヶ月分及び理論上の通年賞与の他、交通費以外の諸手当、報奨金及び一時金を合計した金額をいう。

3. 甲は、紹介手数料の支払いを支払い義務発生日（求職者の就職日）以後、1ヶ月以内に乙の指定する口座に振り込まなければならない。なお、振込手数料は甲の負担とする。

4. 甲が乙に支払った紹介手数料は、求職者の都合により甲に就職日以後1ヶ月未満の間に退職した場合は全額返還し、1ヶ月以上3ヶ月未満の場合、半額を返還し、3ヶ月以上6ヶ月未満の場合10分の2を返還する。返還時期は乙に通知した日より1ヶ月以内とする。

ただし、返還請求期限は求職者が退職した日の翌月末までとする。

第11条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

2. 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときには、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報